

# 特定健康診査等実施計画

## 【第三期】

北海道市町村職員共済組合

平成30年2月

# 特定健康診査等実施計画

## [目 次]

- 第 1 章 達成しようとする目標
- 第 2 章 特定健康診査等の対象者数
- 第 3 章 特定健康診査等の実施方法
- 第 4 章 個人情報保護
- 第 5 章 特定健康診査等実施計画の公表・周知
- 第 6 章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し
- 第 7 章 その他、特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項

## 第1章 達成しようとする目標

### 1 特定健康診査

平成35年度における特定健康診査の実施率は90%と設定する。

なお、この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）は次のとおり設定する。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	国の参酌標準
組合員	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	
被扶養者	40.4%	45.3%	50.6%	56.2%	62.3%	67.5%	
計	81.3%	83.1%	84.9%	86.7%	88.5%	90.0%	90%

### 2 特定保健指導

平成35年度における特定保健指導の実施率は45%と設定する。

なお、この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）は次のとおり設定する。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	国の参酌標準
積極的支援	13.1%	17.8%	22.6%	27.5%	32.3%	37.2%	
動機づけ支援	20.3%	27.7%	35.0%	42.2%	49.4%	56.7%	
計	15.9%	21.7%	27.5%	33.3%	39.1%	45.0%	45%

## 第2章 特定健康診査等の対象者数

### 1 特定健康診査

区 分		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
組 合 員	特定健康診査の 対象(見込)者数	22,500	22,455	22,410	22,365	22,320	22,275
	特定健康診査の 実施(見込)者数	21,825	21,782	21,738	21,695	21,651	21,607
	実 施 率	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0
被 扶 養 者	特定健康診査の 対象(見込)者数	8,628	8,257	7,902	7,562	9,970	6,926
	特定健康診査の 実施(見込)者数	3,483	3,740	3,997	4,252	7,464	4,674
	実 施 率	40.4	45.3	50.6	56.2	74.9	67.5
計	特定健康診査の 対象(見込)者数	31,128	30,712	30,312	29,927	32,290	29,201
	特定健康診査の 実施(見込)者数	25,308	25,522	25,735	25,947	29,115	26,281
	実 施 率	81.3	83.1	84.9	86.7	90.2	90.0

### 2 特定保健指導

(単位：人、%)

区 分		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
組 合 員	特定保健指導の対象(見込)者数	4,826	4,769	4,711	4,655	4,599	4,599
	積極的支援	3,071	3,035	2,998	2,962	2,927	2,927
	動機づけ支援	1,755	1,734	1,713	1,693	1,672	1,672
	特定保健指導の実施(見込)者数	874	1,149	1,425	1,701	1,971	1,971
	積極的支援	471	620	769	918	1,063	1,063
	動機づけ支援	403	529	656	783	908	908
	特定保健指導の実施率	18.1	24.1	30.2	36.5	42.9	42.9
	積極的支援	15.3	20.4	25.7	31.0	36.3	36.3
	動機づけ支援	23.0	30.5	38.3	46.2	54.3	54.3
被 扶 養 者	特定保健指導の対象(見込)者数	434	492	548	602	656	656
	積極的支援	153	173	193	212	231	231
	動機づけ支援	281	319	355	390	425	425
	特定保健指導の実施(見込)者数	58	77	95	113	131	131
	積極的支援	17	22	27	32	38	38
	動機づけ支援	41	55	68	81	93	93
	特定保健指導の実施率	13.4	15.7	17.3	18.8	20.0	20.0
	積極的支援	11.1	12.7	14.0	15.1	16.5	16.5
	動機づけ支援	14.6	17.2	19.2	20.8	21.9	21.9
計	特定保健指導の対象(見込)者数	5,260	5,261	5,259	5,257	5,255	5,255
	積極的支援	3,224	3,208	3,191	3,174	3,158	3,158
	動機づけ支援	2,036	2,053	2,068	2,083	2,097	2,097
	特定保健指導の実施(見込)者数	932	1,226	1,520	1,814	2,102	2,102
	積極的支援	488	642	796	950	1,101	1,101
	動機づけ支援	444	584	724	864	1,001	1,001
	特定保健指導の実施率	17.7	23.3	28.9	34.5	40.0	40.0
	積極的支援	15.1	20.0	24.9	29.9	34.9	34.9
	動機づけ支援	21.8	28.4	35.0	41.5	47.7	47.7

## 第3章 特定健康診査等の実施方法

### 1 実施場所

#### ①特定健康診査

##### ア. 組合員

共済組合及び所属所が契約する、総合健康診査実施機関（以下「総合健診実施機関」という。）等において受診する。

##### イ. 被扶養者（任意継続組合員含む。以下同じ。）

共済組合が他保険者と共同して特定健診機関等と集合契約を行い、契約する特定健康診査実施機関（以下「特定健診実施機関」という。）において受診する。

#### ②特定保健指導

共済組合が他保険者と共同して契約する保健指導機関等と集合契約を行い、特定保健指導実施機関での実施を基本とする。

### 2 実施項目

#### ①特定健康診査

##### ア. 組合員

特定健康診査の法定健診項目を含んだ総合健康診査を実施する。

##### イ. 被扶養者

特定健康診査の法定健診項目を実施する。

#### ②特定保健指導

特定健康診査検査結果に基づき、階層化し、特定保健指導の区分毎に保健指導を実施する。

### 3 実施時期又は期間

#### ①特定健康診査

年間を通じて1人につき年1回の健診受診を可能とする。

#### ②特定保健指導

特定健康診査の検査結果に基づく階層化により、保健指導が必要な者に対し、特定保健指導の利用券を交付し、保健指導実施機関で年間を通じて保健指導を受けられる方法とする。

なお、利用券面の有効期限表示は年度内の日付となっているが、6ヶ月後の評価や継続的支援について年度を跨ぐ場合は、年度末で保健指導を終了せず、6ヶ月後の評価時まで継続して保健指導を実施する。

また、保健指導の初回利用後に組合員又は被扶養者の資格を喪失した者については、資格喪失後であっても6ヶ月後の評価時まで継続して保健指導を実施する。

#### ③特定保健指導が終了していない者

特定保健指導実施中の被保険者及び被扶養者で、6ヶ月後の評価が年度内に終了していない者は、原則として評価が終わった日以降に特定健康診査（翌年度分）を受診する。

#### 4 外部委託契約形態

##### ①特定健康診査

###### ア. 組合員

共済組合及び所属所が、特定健康診査の法定健診項目を含んだ総合健康診査の実施基準を満たした健診機関と個別契約を締結する。

###### イ. 被扶養者

共済組合が、他保険者と共同し特定健診機関等（国が定める実施基準を満たしている機関）と集合契約を締結する。

##### ②特定保健指導

共済組合が、他保険者と共同し特定保健指導機関（市町村及び民間団体等）と集合契約を締結する。

#### 5 外部委託の選定に当たっての考え方

##### ①特定健康診査

厚生労働省告示第11号（平成20年1月17日）「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」において定められている「特定健康診査の外部委託に関する基準」を満たしている特定健診機関を選定する。

また、被扶養者は、特定健診実施機関であれば、全国どこでも受診可能となるよう選定する。

##### ②特定保健指導

厚生労働省告示第11号（平成20年1月17日）「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」において定められている「特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしている特定保健指導機関を選定する。

また、特定保健指導対象者は、特定保健指導実施機関であれば、全国どこでも利用可能となるよう選定する。

#### 6 周知や案内の方法

##### ①周知方法

共済組合の広報誌及びホームページにて組合員や被扶養者に周知する。

##### ②受診案内の方法

###### ア. 組合員

a) 所属所への総合健康診査受診券送付時に案内する。

b) 年度中に未受診者が所属する所属所に、未受診者名簿を送付し、受診勧奨を実施する。

## イ. 被扶養者

a) 被扶養者（任意継続組合員及びその被扶養者を除く。）については、特定健康診査受診券を所属所を通じて配付する際に案内する。

また、任意継続組合員及びその被扶養者については、特定健康診査受診券を直接配付する際に案内する。

b) 未受診者への受診勧奨を年1回実施する。

## ③受診券・利用券の配付方法

### ア. 特定健康診査

a) 組合員にあつては、総合健康診査受診券を所属所を通じて配付する。

b) 被扶養者（任意継続組合員及びその被扶養者を除く。）にあつては、特定健康診査受診券を所属所を通じて配付する。

c) 任意継続組合員及びその被扶養者にあつては、特定健康診査受診券を直接配付する。

d) 年度途中（当該年度の4月2日以降）に資格を取得した被扶養者（任意継続組合員除く。）にあつては、当該年度中で共済組合の被扶養者の資格を取得する日以前に、特定健康診査（特定健康診査の法定健診項目を含まれた健診含む。）を受診していない場合、被扶養者からの受診券発行申請に基づき、特定健康診査受診券をb) 又はc) により配付する。

### イ. 特定保健指導

a) 特定保健指導が必要な組合員及び被扶養者（任意継続組合員除く。）にあつては、所属所を通じて特定保健指導利用券を配付する。

b) 特定保健指導が必要な任意継続組合員及びその被扶養者にあつては、直接、特定保健指導利用券を配付する。

## 7 利用方法

### ①特定健康診査

#### ア. 組合員

総合健診実施機関に所属所を通じて受診申込みのうえ、総合健康診査受診券を実施機関に提出して受診する。

#### イ. 被扶養者

特定健診実施機関に直接申込みのうえ、特定健康診査受診券及び共済組合組合員証又は共済組合被扶養者証を持参して受診する。

### ②特定保健指導

特定保健指導に該当する者は、特定保健指導実施機関に直接申込みのうえ、特定保健指導利用券、共済組合組合員証又は共済組合被扶養者証及び特定健康診査検査結果を持参して利用する。

ただし、訪問型による特定保健指導を利用するにあたっては、共済組合に申込みのうえ、特定保健指導実施機関に特定保健指導利用券を提出し、共済組合組合員証又は共済組合被扶養者証を提示のうえ利用する。なお、訪問型

を利用する場合にあっては、利用者の同意のうえ、特定健康診査検査結果を共済組合から特定保健指導実施機関に提供することとする。

## 8 事業主健診等のデータ収集方法

### ①総合健診

特定健康診査検査結果については、健診機関からの電子媒体による提供を基本とする。

### ②事業者健診

事業者健診等により受診した、特定健康診査対象の組合員の特定健康診査検査結果については、所属所から個別に提供を受ける。

### ③その他の健診

特定健康診査の法定健診項目を含む健診を受診した、被扶養者の特定健康診査検査結果については、被扶養者から個別に提供を受ける。

## 9 特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法

「標準的な健診・保健指導プログラム」記載の選定方法に準じて、指導対象者を選定・階層化し、若年者を優先に絞込みをする。

## 10 実施に関する毎年度の年間スケジュール

通年実施し、年度後半は、来年度の契約準備などを行う。

## 第4章 個人情報保護

### 1 健診・保健指導データの保管方法や管理体制、保管等

健診データを当共済組合の特定健診等システムに管理・保管する。

### 2 記録の管理に関するルール

共済組合は、北海道市町村職員共済組合個人情報保護に関する規則を遵守する。

共済組合及び委託された健診機関・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らさない。

共済組合のデータ管理者は、事務局長とする。また、データの利用者は共済組合の特定健康診査等事務に従事する職員に限る。

外部委託に際しては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記するとともに、委託先の契約遵守状況を管理する。

## 第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、組合広報誌及びホームページに掲載する。



## 第6章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年、実施状況に基づき評価を行う。

また、平成27年度には、国・都道府県の医療費適正化計画の中間評価が予定されていることから、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

## 第7章 その他、特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項

その他特定健康診査等の円滑な実施の確保に必要な事項は、理事長が別に定める。